

樋門の操作について

第1 樋門の名称及び位置

樋門の名称及び位置は、次のとおりです。

| 名 称 | | 位 置 | 備考 |
|-----------|----------------|--------------|-----|
| 柳瀬川右岸1号樋管 | 平林寺幹線用樋門 | 大和田三丁目10番地内 | 柳瀬川 |
| 柳瀬川右岸2号樋管 | 野火止幹線用樋門 | 大和田四丁目12番地内 | 柳瀬川 |
| 柳瀬川右岸3号樋管 | 野火止中央幹線用 樋門 | 新座三丁目4番地内 | 柳瀬川 |
| 柳瀬川右岸4号樋管 | 英幹線用樋門 | 大和田三丁目11番地内 | 柳瀬川 |
| | 宮下幹線用樋門 | 馬場四丁目8-43番地先 | 黒目川 |

第2 操作の目的

当該樋門は、河川からの逆流を防止するための施設ではありません。従いまして、大雨により河川が増水した時においても、河川を管理する県との協議により、樋門の操作を行うものではありません。ただし、点検時等においては操作を行うことはあります。

第3 通知及び周知

樋門の操作に関し、公共の利害に重大な影響が大きいと考えられる場合は、関係する機関に通知します。